

住宅改修適正化事業

～安心・安全な住環境の整備
にむけて～

目次

- ・ 介護保険における適正化とは
- ・ 住宅改修適正事業化とは
- ・ 介護保険における住宅改修給付の基本的な考え方
- ・ 点検対象となる工事例
- ・ 事例紹介

介護保険における適正化とは？

- ・介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、適切に提供すること。
- ・適切なサービス確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼性を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するもの。

保険者である市をはじめ、県や国民健康保険団体など関係機関が連携しながら、適正化に取り組むこと。



保険者だけでなく、
居宅介護支援事業所、高齢者施設、サービス提供事業所など
介護保険に関わるすべての機関が協働し取り組んでいくこと

介護保険における適正化の変遷

2004年 **介護保険給付適正化推進運動**

国・都道府県及び保険者が連携して介護給付の適正化に取り組む

2008年 **「介護給付適正化計画」に関する指針（第1期指針）**

県と保険者が一体となり、介護給付適正化の戦略的取り組みを推進

2008年3月 **愛知県第1期介護給付適正化計画を策定（2008年～2010年3カ年計画）**

第1期指針に示された「要介護認定の適正化」「ケアマネジメント等の適切化」及び「」事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化。すべての保険者が実施すること、ケアプランチェックの実施率を高めることが重点目標となる。

2011年7月 **愛知県第2期介護給付適正化計画を策定**

適正化主要5事業の位置づけ

2015年3月 **愛知県第3期介護給付適正化計画を策定**

主要5事業の見直し

2018年3月 **愛知県第4期介護給付適正化計画を策定**

愛知県第5期介護給付適正化計画策定（2021年～2023年） 知立市第8期介護保険事業計画・第9次高齢者福祉計画

＜主要5事業＞

- （1）要介護認定の適正化
- （2）ケアプランチェック
- （3）住宅改修等の点検（住宅改修、福祉用具等）**
- （4）医療情報の突合・縦覧点検
- （5）介護給付費通知

住宅改修適正化事業とは？

リハビリ専門職が協働できる仕組みづくり

目的：ケアマネジャー、改修業者、リハビリ専門職がそれぞれの専門性を活かし、利用者が真に必要な住宅改修を実現する。

- 利用者の日常生活動作の改善
- 介護負担の軽減
- 介護給付の適正化

住宅改修適正化事業とは

リハビリ専門職が協働できる仕組みのために
→それぞれの専門性を再確認



ケアマネジャー・相談員

- ・利用者や家族の不安や生活に寄り添いニーズを把握し、インフォーマルなサービス等を含め、支援を組み立てるプロ。
- ・介護保険制度の要！



施工業者

- ・安全に使用できるよう設計、工事するプロ。



リハビリ専門職

- ・病気やケガ、高齢などによる運動機能の低下や、その発生が予測される人に対して、医学的な知見から座る、立つ、歩く等の基本動作能力の回復や維持、悪化の予防のための訓練やアドバイスを行うプロ。
- ・日常生活動作を医学的にアプローチできる専門職

住宅改修適正化事業に対する思い・・・



ケアマネジャーだけのアセスメントでは十分じゃない？

リハビリ専門職が住宅改修の可否の判断をするの？

出来てないことを指摘されているような気持ちになる・・・



住宅改修適正化事業

リハビリ専門職が協働できる仕組みづくり

目的：ケアマネジャー、リハビリ専門職、改修業者が
それぞれの専門性を活かし、利用者が真に必要な住宅改
修を実現する。



キーワードはチームワーク

定義：目標を達成するために、チームのメンバーで役割分担し力を合わせて取り組むこと



住宅改修適正化事業

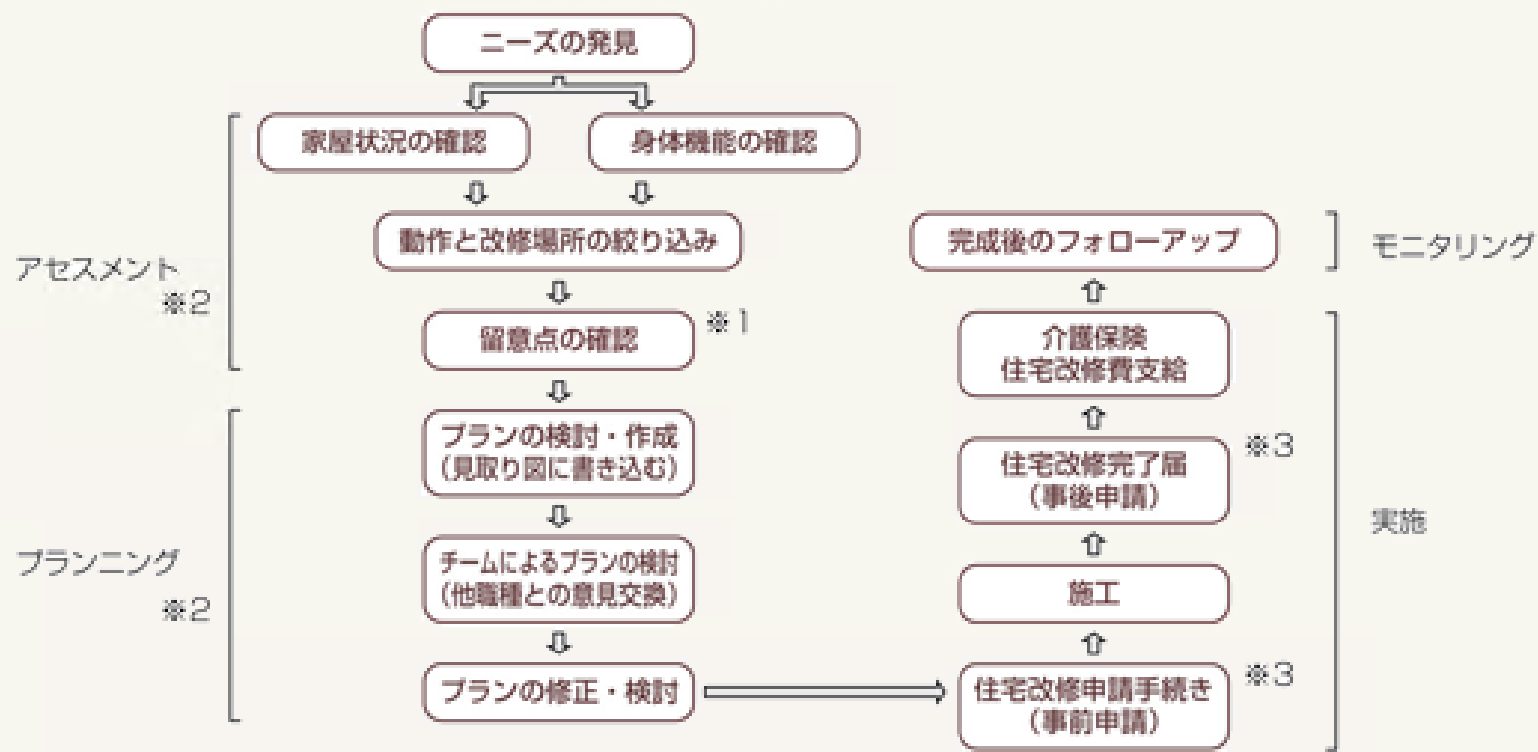
- ・リハビリ専門職が自宅に伺い、家屋の環境と利用者の生活動作を確認します。
- ・ **利用者の身体能力に合わせた**福祉用具や手すり等の住宅改修への助言を受けます。

事前申請前の
アセスメント

事前・事後申請後の
点検

フローチャート

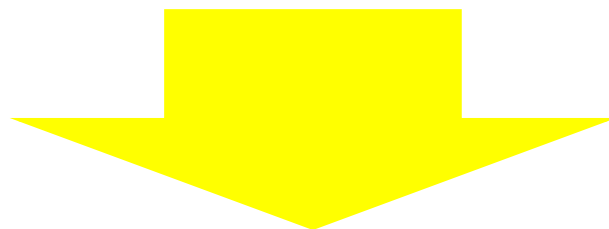
住宅改修の具体的なプロセス



介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方

- ・在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしています。

- ・一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ません。



住宅改修は**小規模**であり、高齢者の**自立支援のために**効果が期待できるものについてのみ対象。

住宅改修を考えるにあたって

- ① 本人の身体能力・生活能力
- ② 介助力（ご家族・ヘルパーなど）
- ③ 環境調整（福祉用具との適合等）
- ④ 疾患からの特性
- ⑤ 身体機能の経時的変化

すぐに取り組めること

- ・ 整理整頓（不要なものを片付ける）
- ・ 蛍光灯の明るさを調節する
- ・ わかりやすい色合いにする
- ・ すべらないように留める・固定する
- ・ 家具等の配置・位置替え など

工夫すればできること

- ・ 福祉用具の導入
- ・ 小規模な段差解消（踏み台を置くなど）
- ・ 手すりの設置
- ・ 必要なものを一つにまとめる
- ・ リハビリ専門職派遣事業

点検対象となる工事例

- ① 改修費が高額の工事 ⇒ 総改修費が 50 万円以上の工事
- ② 提出書類から現状が分かりにくいもの ⇒ 段差解消工事など
- ③ ユニツトバスの工事⇒リフォームの要素が強いもの
- ③ 認定期間が短い方 ⇒ 認定期間が 1 年未満
- ④ 介護度と改修工事の内容が見合わないもの 等

点検の方法

本人、ケアマネジャー、施工業者、リハ専門職、保険者の 5 者同席のもと現地で点検を行います

- ①ケアマネジャーと保険者で点検の日程を調整
- ②ケアマネジャーから本人と施工業者へ、保険者から療法士会へ連絡、調整
- ③当日、現地で施工業者から改修の内容を説明
- ④リハ職による身体・生活能力の確認
- ⑤専門職からアドバイス等により、必要があれば改修内容等を変更
- ⑥改修内容に問題がなければ、保険者から着工を許可
- ⑦工事着工

※保険者が完了時の確認が必要と判断した場合は、竣工時に現地で確認をすることがあります

住宅改修適正化事業で確認する内容

- ①身体状況、家屋の問題点が明確か
- ②身体状況と比較して、改修の内容は適切か
- ③改修により問題は解決されるのか
- ④日常生活上、必要なものか
- ⑤住宅改修でなければ問題解決できないか
- ⑥本人・家族が望むままの計画になっていないか
- ⑦保険制度の趣旨を逸脱していないか

事例 1 「玄関外の段差解消」

- ・ 85歳
- ・ 女性
- ・ 上腕骨折で入院しており、自宅退院。訪問リハビリを利用中。

【改修理由】

- ・ 玄関外の段差の改善のためスロープにし両側に手すりを付けることで安全に歩行できる。

【審査結果】

退院後1週間程度。病院受診時は車イスを使用。玄関外にはスロープを貸与し車イスで行き来している。室内は壁伝いに歩行しているがふらつきが強い。階段昇降はまだ行えていない。

退院後のため、今後状態が改善されることが見込まれる。現在階段昇降が行えない状況であり、現段階で改修を行うことが効果的な利用になるか疑義あり。まずは、リハビリにて階段昇降が可能な状態になることが優先であるとし、時期については再検討を依頼した。

事例 2 「 階段への手すりの取付け 」

- ・ 79歳 女性
- ・ 要支援 1
- ・ 病歴：腰椎圧迫骨折 胸骨圧迫骨折手術歴あり。アルツハイマー型認知症

【改修理由】

2階に納戸があり衣替えのために階段を上がるが、支持物がなく這ってあがり、壁をつたって降りておりバランスを崩し転倒する危険性がある。

【審査結果】

対象者が2階に行くために、安全に階段昇降ができるようにするための改修である。しかし、2階に行く目的が主に季節の衣替えのため、日常生活動作に必要な改修とはいえず、介護保険制度を利用した改修としては不適格である。